

一般社団法人埼玉県建築士事務所協会 事務所登録等事務規程

(趣 旨)

第1条 この登録等事務規程（以下「規程」という。）は、一般社団法人埼玉県建築士事務所協会（以下「本会」という。）が、建築士法（昭和25年法律第202号、以下「法」という。）第26条の3に定める指定事務所登録機関として行う建築士事務所の登録の実施に関する事務、登録簿及び第23条の9第三号に掲げる書類を一般の閲覧に供する事務（以下「事務所登録等事務」という。）の実施について、第26条の3第3項で準用する第10条の9の規定に基づき必要な事項を定める。

(事務所登録等事務の基本方針)

第2条 事務所登録等事務は、建築士法関係規定によるほか、この規程により、公正かつ適正に実施するものとする。

(事務所登録等事務を行う時間及び休日)

第3条 事務所登録等事務を行う時間は、休日を除き、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の休日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 三 12月29日から翌年の1月3日まで
- 四 その他別に定める日

(事務所登録等事務を行う事務所の所在地及び区域)

第4条 事務所登録等事務を行う事務所の所在地は、埼玉県さいたま市南区鹿手袋4丁目1番7号（埼玉建産連会館内）とし、その事務を行う区域は、埼玉県全域とする。

(事務所登録等事務の業務内容)

第5条 実施する事務所登録等事務は、次の業務とする。

- 一 法に基づく一級建築士事務所、二級建築士事務所及び木造建築士事務所の次の登録事務（以下「事務所登録事務」という。）
 - イ 新規登録
 - ロ 更新登録
 - ハ 変更届及び廃業等届の登録並びに登録の抹消
 - ニ 取消し、戒告、閉鎖の処分及びこれらを受けた年月日の登録
- 二 登録簿及び法第23条の9第三号に掲げる次の書類を一般の閲覧に供する事務（以下「登録簿等の閲覧事務」という。）
 - イ 一級建築士事務所登録簿、二級建築士事務所登録簿及び木造建築士事務所登録簿
 - ロ その他建築士事務所に関する書類で国土交通省令で定めるもの
- 三 建築士事務所登録に関する証明書の発行事務（以下「証明書発行事務」という。）

(事務所登録等事務の実施方法)

第6条 事務所登録等事務は、この規程の定めにより実施する。この規程はあらかじめ埼玉県知事の認可を受けるものとし、これを変更しようとするときも同様とする。

2 前条に掲げる事務所登録等事務の全部又は一部を休止、又は廃止しようとするときは、あらかじめ埼玉県知事の許可を受けるものとする。

3 事務所登録等事務は、一般財団法人建築行政情報センターの「建築士事務所登録受付システム」及び「建築行政共用データベースシステム」を活用して実施する。

(事務所登録等事務の実施体制)

第7条 事務所登録等事務の運営、責任、権限及びこれらの維持の方法並びに実施体制については、別に定める。

2 事務所登録等事務に従事する職員は、その職務の執行にあたって厳正、かつ公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。

(事業計画等)

第8条 事業年度ごとに、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、理事会の議決を得て、毎事業年度開始前に、埼玉県知事の認可を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

2 事業年度ごとに、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、総会の承認を得て、毎事業年度経過後三月以内に埼玉県知事に提出する。

(事務所登録事務の実施)

第9条 第5条第一号に定める事務所登録事務は、別に定める一般社団法人埼玉県建築士事務所協会事務所登録事務取扱要領に従い実施する。

(事務所登録事務の処理期間)

第10条 前条に定める事務所登録事務の処理期間は、事務所登録事務の内容に応じた標準的な期間を別に定め、開示するものとする。

(登録簿等の閲覧事務)

第11条 第5条第二号に定める登録簿等の閲覧事務は、次により行う。

一 登録簿等の閲覧は、閲覧をしようとする者から登録簿等閲覧申請書を提出させる。

二 登録簿等の閲覧は、第3条第1項に定める時間内に、第4条に定める事務所の指定する場所で行わせ、それ以外の場所への持ち出し、又は汚損等をさせてはならない。

三 閲覧する者が、次のいずれかに該当するときは、閲覧を中止させ、又は禁止するものとする。

イ この規程に反し、又は指示に従わない者

ロ 登録簿等を汚損し、若しくは棄損し、又はそのおそれがある者

ハ 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある者

(証明書発行事務)

第12条 第5条第三号に規定する証明書発行事務は、次により行う。

- 一 証明書の発行は、発行を受けようとする者から所定の証明書発行願を提出させる。
- 二 証明書の発行は、第3条第1項に定める時間内に、第4条に定める事務所で行う。

(手数料の額及び納入方法)

第13条 第5条第一号及び第三号に係る手数料の額は、埼玉県手数料条例に定めるところによる。

- 2 第5条第二号に係る手数料の額は、別に定めるところによる。
- 3 第1項及び第2項に係る手数料は、申請者が本会に納入するものとする。

(報告等)

第14条 事務所登録等事務の適正かつ確実な実施を確保するために、別に定める様式による事務所登録等事務報告書を定期的に埼玉県知事へ提出する。

- 2 事務所登録等事務の適正な実施のために必要な事項は、埼玉県知事に照会することができる。

(帳簿の備付け等)

第15条 国土交通省令の定めるところにより、事務所登録等事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存する。

(秘密の保持義務等)

第16条 本会の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、事務所登録等事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第17条 事務所登録等事務を行うにあたっては、一般社団法人埼玉県建築士事務所協会個人情報管理規程に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(申請書類及び登録簿等の保管及び保存)

第18条 事務所登録等事務に係わる申請書類及び登録簿等は、適正に保管及び保存しなければならない。

- 2 前項に掲げる申請書類等の保存期間は、埼玉県の定める文書保存期間とする。
- 3 第1項の保存は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法、その他人の知覚によって認識することのできない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて直ちに表示することができるようにして行うことができる。

附 則

この規程は、埼玉県知事の認可のあった日（令和5年3月7日）から施行する。